

# 令和4年度10月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年10月21日（金）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武	11 末田 麻里江	12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

出席推進委員 2名

3 田桑 芳美	15 山崎 勉
---------	---------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 農地法第2条に規定する農地ではない土地の証明について
- ・議案第4号 基盤強化促進法第19条による農用地利用集積計画の公告について
- ・議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2 農地利用集積計画一括方式
- ・報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>令和4年度の第7回邑南町農業委員会の総会を開催致します。 (会長あいさつ)</p> <p>それでは本日の総会の議案は、法3条、法3条の関連案件が1件と、第2号議案の4条関係が1件、それと第3号の議案の法2条、農地でない非農地証明ですね、これに関する案件が3件ございます。審議のご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは事務局の方から、最初に1号議案の。議事録署名人ですが、今日は4番の高木さん、5番の椿委員さん、今日の議事録署名人をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは法3条関係から、事務局の方から提案と資料の説明をお願いします。</p> <p>はいそれでは、議案の前に2枚ほど、先月の基盤法の差し替えが、置いとりますのでお持ち帰りください。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。</p> <p>申請番号043-11、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積714㎡、同じく中野××、登記地目畑、面積236㎡、同じく中野××、登記地目畑、面積249㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>以上1件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。続いては本件について、担当の日野委員さん、現地調査並びに関係者からの聞き取り調査の結果についてのご報告をお願いします。</p>
<p>9番</p>	<p>それでは申請番号043-11の、有償の所有権移転についてご説明致します。まず場所から説明しますが、下の左の地図を見ていただきますと、大きい道路がありますが、新余勢城橋というのが県道浜田作木線道路、中野方面から矢上方面に向かっての道路がございます。中野方面から矢上方面に向かってちょうど上り坂、その手前に※※※※がありますがそこから約100メートル矢上方面に上ったところにこの現地がございます。去る10月17日にこの案件についてお世話されております☆☆家屋調査士さんと上田推進委員さんと現地を確認しております。☆☆調査士さんに聞きますと、受け人の●●●●さんは現在中野にお住まいです。それで確認したんでございますが、☆☆さんにも、○○○○さんから●●さんが譲り受けられた訳ですが、ちゃんと管理をしてくださいという風に念をおきました。チェックシートに従って上田推進委員さんと一緒に確認しましたが、別に問題ないという風に思いましたので、どうかよろしくお願いを致します。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今日は上田推進委員さんはお見えになってますか。</p>
<p>9番 議長</p>	<p>欠席です。</p> <p>それじゃあ担当の農業委員さんの方から現地にかかるご報告がございましたので、これより審議に入りたいと思います。皆さんの方でご意見、ご質問がありましたら発言してください。</p>

10番	質問なのですが、この〇〇さんは知ってる方なのですが、こっち側の道路の向こうに田んぼがあるんですが、あれは今回は別に。
9番	道路の下ですか。
10番	農道いうのかな、あれの向こう側にも2枚くらい田があるんですが、それがあな話は今回別に。
9番	話はありません。
10番	載ってないということは関係ないということかな。了解です。
議長	宮本さん、よろしいですか。
10番	大丈夫です。
議長	他にはございませんか。 (意見、質問なし)
	じゃあないようですので採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手)
	はい、ありがとうございました。全会一致での許可相当と決定致します。
	続いて法4条関係、今月は1件上程されております。事務局の方から資料の説明をお願いします。
事務局	はい、それでは議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件説明させていただきます。議案書の3ページをお開きください。 申請番号044-13、農地の所在は市木××、登記地目畑、面積112㎡、同じく市木××、登記地目畑、面積64㎡申請人は△△△△です。転用目的は農家住宅、所要面積は土地造成271㎡、農家住宅79㎡、倉庫5㎡です。転用理由としましては実家に近い申請地に住宅を建築したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断をしております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。なお土地造成につきましては宅地部分も含めた面積となっております。
	以上1件です。
議長	はい、ありがとうございました。それでは担当の高木委員さん、現地の方からの報告をお願いします。
4番	はい、失礼します。先週の土曜日の日に現地の方に行って本人、△△△△さんと面談してお話をお聞きしました。左の地図ご覧いただきますと、一番上の辺り、信号が見えますが、この信号を左に行くと瑞穂のインターチェンジに入る道です。そこからずっと下の方に下がりまして現地がある訳ですが、右手の方に行きますとこれが大朝の方へ抜けていく道、それからこの現地から左に沿って上がっていくと瑞穂ハイランドの方へ入る位置となっております。現地の建物の方なんですけど、実は平成2年に既に建築は済んでおるものを、全然登記の方が疎かになってそのままの状態ですとしてたもんで、今回確認したところそういう風に不備があったということを確認しましたので申請したということでもございました。まあ30数年経った状態なんで、特別排水云々等の懸念もなく来ておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長	はい、ありがとうございました。日高推進委員さんは今日はお見えになってますか。
事務局	欠席です。
議長	はい、はい分かりました。それでは以上で現地からのご報告、確認の報告を終わりましたので、これより審議を始めます。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。
	ございませんか。
	(意見、質問なし)
	ないようですのでこれより採決を行います。本件について許可相当と判断する委員さんの挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。
	続いて3号議案、法2条に規定する農地でない土地の証明についてであります。これについて事務局の方から資料の説明をお願いします。
事務局	はい、それでは議案第3号、農地法2条に規定する農地でない土地の証明について、3件説明させていただきます。
	まず上から申請番号7、土地の所在は中野××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積108㎡、申請人は▲▲▲▲です。申請事由としましては、40年前までは葉たばこを作っていたがそれ以後は耕作しておらず、山林化している。狭小地で機械を入れることも困難で農地としては復旧は難しい、とのこと。です。
	続きまして議案第、間違えました、申請番号8号、土地の所在は日貫××、登記地目田、面積1124㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積1839㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積338㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積1145㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積1747㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積1277㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積637㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積92㎡、同じく日貫××、登記地目畑、面積191㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積924㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積239㎡、同じく日貫××、登記地目畑、面積40㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積1492㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積1379㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積1154㎡、同じく日貫××、登記地目畑、面積754㎡、同じく日貫××、登記地目畑、面積71㎡、同じく日貫××、登記地目畑、面積180㎡、判定地目は山林原野となっております。申請人は□□□□、申請事由としましては、少ないところでも5年以上耕作しておらず雑草、雑木が繁茂し荒廃している。またイノシシにより広範囲にわたり石垣が破壊され農地への復旧は困難となっているため、です。
	続きまして申請番号9、土地の所在は中野××、登記地目畑、面積134㎡、判定地目山林原野、申請人は■ ■ ■ ■です。申請理由としましては、20年以上耕作しておらず雑草等が繁茂している。また狭小地ということで耕作地に戻すことが困難なため、です。
	以上3件です。

議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは7番の案件、日野委員さん、続けてご苦勞ですが現地からのご報告をお願いします。</p>
9番	<p>はい、それでは申請番号7番の案件についてご説明を致します。これも去る10月の14日に上田推進委員さん、そして所有者の▲▲▲▲さんと3名で面談を行っております。現地を確認致しましたところ、▲▲さんのご説明の中でこの利用状況にも記載されていますように、40年前まではたばこを作っていたが、以後は耕作をしておられんというお話でした。ただ次のページの、7ページの左側の地図を見ていただきますと、▲▲さんの家があります。そしてその辺に畑があり、ここから歩いて100メートルくらい行ったところに今回申請の畑がございます。この上の畑と下の畑の高低差、約2メートルくらいあります。そしてとても、現地見た訳ですけども、機械を入れるのもとても困難なような状況のような現地でもございました。上田推進委員さんと共にチェックシートに照らし合わせながら、隣の##さんの畑等も確認致しましたが、とても農地の復旧は難しいという風に2人で判断を致しましたので、どうかこの案件につきましてもよろしく願いをしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんからの報告が終わりましたので、7番の案件について審議を始めたいと思います。皆さんの方でご意見、ご質問ありましたら発言してください。</p>
	<p>ございませんか。  (意見、質問なし)  ないようですのでこれより採決に入ります。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。  (全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。続いての8番の案件なんですが、申請人の□□□□ってのは私のちょっと親戚筋に当たりますんで、ここで議長を、まあ現地の報告を私、委員、担当として私がせにゃいけんいうこともありますけども、議長を三上委員さんの方に渡したいと思いますので、お願いします。</p>
代理	<p>～議長交代～  それでは次の案件が古川会長の案件ですので、議長の方変わって勤めさせていただきます。それでは申請番号8番の案件につきまして、現地の説明等よろしくをお願いします。</p>
1番	<p>はい、先立って16日なんですけども、16日の午後、山崎推進委員と共に現地を訪問致しました。たまたま□□さん、この方の実の妹さん夫婦がみえとりまして、そこでまあ話を、兄さんから話を聞いてますということで話を伺いまして、その後から本人さんの方にも電話を、これは以前から話を私直接伺ってましたので、その確認の意味を含めて電話でお話をさせていただきました。現地の方はですね、図面を見ていただきまして、浜田作木線の簾橋っていう、まあバス停があるんですけども、それからこちら、日貫の方から行きましたら左手にずっと上がって行って、川があります、河川がありますけども、川向こうになるんですが。</p>

図面見ていただいたら大体検討が付くんじゃないかと思うんですが、ここは一部を除いて圃場整備がしてありません。それで昔ながらの石積み、これ石積みは高さが1メートル50 から2メートル50 くらいのかかなり高い石積みで畦畔が構成されておりますけども。この申請事由の方にも書いてありますけども、ここ、少なくとも5年以上耕作していないという話がありましたけども、もうちょっと前なんですよ、実は。ここの□□さんのお父さんというのがずいぶん、もう20年くらい前に亡くなってます。それでお母さんの方もここ10年くらい前になりますかね、施設の方に入られまして、自宅の方には住んでおられません。それでその間ですね、お母さんがまあこっちにおられんようになった頃から遠い親戚に当たります++++さんという方が部分的に耕作をされておったんですけども、この方も5、6年前にもう亡くなってます。ということでそれを機にですね、一気にまああれが、荒廃が進みました。それで++さんが作ることが出来んようになって、イノシシの被害防止対策というのが誰も出来なくなって手付かずになりまして、それでさっき言いました非常に高い位置よりあちこちに崩落しておりましてですね、それで私らも現地に入ってみたんですが、私らの背丈よりもはるかに高いようなセイタカアワダチソウとかかなり生えておりまして、どっからどこまでが1枚の田なんかいうのがもう判別出来ん状態になってます。そんなこともあってですね、非常に、ちょっと話も聞いてみたんですが、話をちょっと聞いたんでって覗いてみたけどとてもあがあなところはトラクターなんか入りやせん、かえって草刈りに入って石垣が、そこ石垣がどの高さか知っと思って入りやあ話も違うかもしれないが、よその田んぼなんで石垣の高さがどんくらいあるんか見当もつかんのに入って草刈りでもしよって怪我でもすりやあ大ごとなんで、ちょっと手が付けられんいうようなお話でした。ということでここにも、申請人ももうこっちに帰る気はない、帰省する気はない、それから妹さんも広島の方に嫁いどる、西原、安佐南区の祇園町の西原の方にもう家構えておられまして、まあお嫁に行かれたんですけど。いうことでもう日貫に帰る気はないという話です。まあ今回こういう非農地の証明の申請が出たのがですね、これ農地いう形で残すとご近所に、まあ全然こっち帰って、今の農地のままで置きゃあ、そこが耕作維持管理出来んようになると周辺の農地に被害が出て大きな迷惑がかかるんで、あっさり非農地にしてしもうて何らかの他の方法を考えたいというようなことも、まあ言っておられましたけども。とにかく近々に、農地のままで置くことについては、これを機にやめたいと、農地からは手を離したいというようなお話でございます。いうことでまあ現地を見て、二人で見て歩いたんですが、確かに本人が言われるようにですね、妹さん夫婦も言われるように、どうにもならん、手のつけようがないんで、迷惑かけるばかりなんで、どうか総会の方で皆さんの方によろしくお願いをしてくれいいうお話もあります。ただまあこちらでも申し上げたんですが、総会の方で法2条による非農地の証明が総会として決定して許可が出たにしても、あと法務局の方で地目の変更登記をしてもらわにゃいけんけども、その時には登記官が現地の方訪問して確認するので、農業委員会が非農地証明出したけえただちに農地を地目変更できるということにはならんので、それからは、法務局の判

代理	<p>断については農業委員会の方としては手は出せんので、その点は了解しとってくれいとお話をして、まあ分かりましたと。まあ本人さん、あるいは妹さん夫婦の意向も非常に強いものがありますので、どうぞ皆さんの方でご協議いただいて、円満な結論が出れば大変に喜ぶます。どうぞご協力をよろしくお願ひします。</p> <p>はい、ありがとうございます。この件に関しまして、なにかご意見、ご質問等がございましたら挙手して発言をお願いします。</p>
推15番代理	<p>山崎委員さん、この件に関してなにか意見、ありますか。</p> <p>はい、今の説明の通りで、別に漏れはございません。</p> <p>はい、すいません。ありがとうございます。失礼しました。この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら挙手をして発言をお願い致します。</p>
8番	<p>今さっき会長さんが説明されて、この農地は復旧がなかなか困難ということで言われたんですが。それと一緒に石積みの農地、結構段差があると言われて。それで地図を見ますと、これ隣接する農地が結構あると思うんですけども、これらへの影響というのは出ていないんでしょうか。</p>
1番	<p>今、この左側のゼンリン地図を見ると、今回申請になったのが網掛けになつてますが、その下ですね、下なんです、この間というのがかなり広い耕作道が入っております。それと今、その下には、これはもう圃場整備がしてあるんですが、その下には砂防河川がずっと入っております。いったような関係で、イノシシの被害というのは、主には上の方から進入してくるのが多いんですね。だけえ左側には、町道がずっと上に向いて上がっておりまして、左は基本山林です。ということでまあ影響があるとすれば、今お話ししましたがかなり広い農道がありますのでそれから下の農地なんですけども、ここもですね、一応維持管理はされておりますけども、水稲の作付けというのは考えてないんですね。部分的に白ネギを作ったりとかいうようなことはあったり、それで畦畔の草を刈ったり、それから年に1回の荒起こしするとか、いわゆる自己保全管理的な管理はされとりますけども、水稲の作付けは2枚くらい、2枚か3枚くらいしかもうしてない。でこの2枚にというか、一番下の、まあ砂防河川なんですけど、その反対側、このずっと下に町道が上がるとるんですけども、その左側に、下側に2軒ほど農家が、元農家があるんですけども、そのうちの1軒はもう既に空き家です。そのもう1軒についてはお父さんとお母さんが亡くなったけども、娘さん夫婦かな、たまには帰って維持管理されとるというような状態で。それからあと、この中でも耕作しとるとかそれなりに作つとるとかいますけども、これはもうちょっと上のところに60前くらいのご夫婦がおられまして、この方が借地、田んぼ借地して白ネギとかいうのを栽培されとる。いったような状況で、ここを非農地にしたからっていつて、この下の農地に著しく影響が出るという恐れは、今のところ私の判断ではないという風に思います。ここが仮に、ここに植林とか大きな木になつたりして、山林化して大きい木が生えたりしても日照の関係にはね、これ日当たりが逆なんです、日当たりが逆の分でそんなに影響はないと思います。以上です。</p>
代理5番	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>ちょっと事務局の方に、ちょっと聞いてみるんですけども。この非農地の証明</p>

事務局	<p>の基準、大体どういうもんがありますか。それと儂もちょっと分からんのでふわっとしとるのは、耕作してなくて 20 何年経ってるとか、自然災害で復旧することが困難とか、というようなことが書いてあったんですけど。その他、これはオッケ一言って後で恥ずかしいことがないような基準はないだろうか。ちょっと確認してみてください。</p>
5 番	<p>はい、今言われたような、耕作、何年とかはちょっと覚えがないですが、あと最近よくあれなのは、その周辺の状況から見て農地として継続的に利用出来る可能性が低いようなものとかいったところ、今言われたのと、いうところかなと思います。特に機械が入らない条件であるとか、狭すぎて営農を継続していく上で優良な農地として耕作していくのが難しいようなところであるとか、ていうところが大きなものかなとは思っております。</p>
事務局	<p>それと一遍にね、多分これ農業をやるための感覚とも取れますし、そういうことで申請が、許可が可能なのか。農業をやめるための申請であるとも考えられるし、一遍にこれだけの面積を非農地にすることが出来るのかどうか、ちょっとその辺のところをちょっと。</p>
1 番	<p>今回に至ってはもう、現場がそのような状況です、継続して耕作も、本人も出来ませんし、周辺のこの集落行っていただくとあれなんですけど、非常に耕作者がいない、以前から日貫の法人さんなんかでも声をかけたりしとる部分もあるんですが、もう全然耕作出来ないような、まあそういったところも判断して、今回で言えば、今回ですよ、今回で言えばもう農地として維持していくのは難しいかなという風な判断もあります。</p>
	<p>それでね、今報告の方で言い忘れましたが、この田んぼもなんですけど、先代の元気だった頃からのあれなんですけど、今の申請人本人とか妹さんにも、誰からもその話がありましたけど、非常にね、用水に苦労されることなんです。それで今言いました、一番下に砂防河川があるという話をしました。それと今、今回の申請地の右側の方にずっと、右下から斜め上に向いてずっと小川が、小さい川が、川って言うていいんかまあ谷川的なものがあるにはあるんですが。それで今の申請農地なんですけど、その脇よりはるかに高いところにあるんです。それでこっちの砂防ダムの方からまったく水が入りませんので、この小川の方からね、水を取っとられたようです。ところがこの用水路もね、何年も使ってないということで、25 年災害なんかでかなり取水口の辺がね、これ谷川なもんで、町の管理河川にも乗らんような事態、谷川なもんで、あちこち土手が崩れたりというようなこともあるにはあるんですが。下流側にも、現状として農業用水を取っていないんで、取水してないんで、それをここに用水がかからない関係でここの取水を出来るように谷川を直してくれというような申請も出てませんしね。ということで今やまったく、ポンプアップするしか手がない。農業用水が配られんいう状態になっている。それでこの砂防ダムから水を上げるとするとですね、これ標高差がですね、一番低いところで 20 メーター以上あるんです。それで砂防河川からいって傾度もかなりありますんでね、相当大きいポンプを持ってこんと農業用水はちょっと無理だという風に思います。それで先代の頃から農業用水については私らも</p>

代理 5番 代理	<p>苦勞して稲を作りよったもんですという話を伺いましたけど、今ではね、それに輪をかけたような状態で、まあ畑にしてもそうですけど水がないことには、いかんことにはなかなか農作物の耕作というのはほぼ不可能いうこともありますんで。そのことを報告の中で本人やら妹さん夫婦からお話があったことをちょっと忘れておりましたので、それを申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>椿委員さん。 別に問題なかったらいいんですよ。 その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし) ないようでしたら議決の方に入らせてもらいたいと思いますが、この案件は。それではこの件に関しまして、許可相当と思われる方の挙手をお願い致します。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。賛成者多数で許可相当と認めます。 はい、次の案件はまた会長の方へ議長を戻して行いたいと思います。 ～議長交代～</p>
9番	<p>今の話の続きになるんですが、ここ日貫、私今年で10年目になるんですけど、8年前か、農地のパトロールを初めてやった時には山の端っこの方の畑がね、あちこちちょっとずつ荒れよった。ところがね、近年に至ってはね、ここ今右下からずっと左に向いて□□さんの田んぼがありますが、これから更に上にあるんですが、こんなに広くはないですがずっと2軒分の田んぼがあるんですが、そこなんかはね、壊滅しとる、全部あかん。そういうところがね、あちこち日貫はある、県道から離れるといっぱいあります。ちょっと10年、8年前にはね、想像がつかんような状態になってます。 続いて、9番の案件、日野委員さん、何回も登板していただくようなんですがご報告をお願いします。 それでは失礼します。それでは申請番号9の案件についてご説明を致します。まず場所からでございますが、9ページの地図の左側を見ていただきますと、先程の農地法第3条の所有権移転の案件がございますが、その上約50メートルくらいに、矢上方面に来たところに位置するところが、これが今回の■■■■さんが申請された場所でございます。これも去る10月の14日、上田推進委員さんと共に現地確認をさせていただきました。今現在■■■さんは娘さんと生活をされておられます。両親、そして旦那さんも数年前に亡くなられたとお聞きをしました。もう20年以上畑等も耕作していないという風にお聞きしまして。そして現地を見ますと、葛や、あるいは雑草等がかなり繁茂しており、とても耕作地に戻すということは困難ではないかという風にお聞きしまして。そして現地を判断を致しましたので、どうかこの案件についてもひとつよろしくお願いを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは日野委員さんの方から9番の案件についての現地からのご報告が終わりましたので、これより審議に移りたいと思います。皆さんの方でご意見ご質問がありましたら、発言をお願いします。</p>
3番	<p>この隣の方に農地があるように見受けられますが、それ、大丈夫なんですよ</p>

	か。影響が、ないんでしょうか。
9 番	ちよっともう 1 回。
3 番	すいません、この上下というか右左というか、農地が困っとるような。
9 番	ありません。
3 番	大丈夫なん？
9 番	大丈夫です。
議長	他にはございませんか。 (意見、質問なし) ないようでしたら本件について、9 番の案件について採決を行います。本件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。 続いては基盤強化法第 19 条の、農用地利用集積計画の公告について提案されております。これについては一事例ごとのご説明とかは行いませんので、皆さんの方で資料を精査していただきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をして発言をしていただければと思います。若干の時間を取ります。
8 番	ちよっと事務局に。事務局に聞いてみますが、これ何件かあるんですけど、2 件ほど、4-19 と、それから 4-24 ほどは始める期間が令和 5 年の 1 月 1 日からになっとなりますけど、これはなんで今申請を出しとってんか？12 月でもいいんじゃないかと思えますけど。
事務局	そうですね、早いうちにいうことですかね。公告されれば有効なので。もらったので。
8 番	分かりました。
9 番	24 番ですが、渡し人の****さん、もう亡くなられて 3 年くらいになるんじゃないかと。そのままになっとる、名義が。
事務局	本当ですか？このままで、名義はうちの台帳はこのままで、このままで、この申請でいただいておりますので。
9 番	それは++さんが出されたん？
事務局	はい。ちよっとこれ、今回保留で確認します。**さんになっとなりますんで。
議長	その他にはございませんか。
1 2 番	20 番の番号ですが、これ相続人が@@@@さんになっとなりますけど、これ名義変わってないということですか。
事務局	名義が変わっとらんというところで、相続関係図を付けてもらって、その相続人の同意を得て提出をいただいております。
1 2 番	それじゃあずいぶん変わってないということですかね。何十年も。
事務局	みたいですね。
1 2 番	すいません、もう 1 つ。21 番と 22 番、これ地図がないけど田んぼの位置は近くですかね。
事務局	ちよっとこれ再設定なので地図ないんですが、番地的には近い。場所がなにか気になるところが？

1 2 番	今のこの※※さんが相続人ということになつとる土地がですね、田んぼが、ほとんど田んぼとして役に立っていないような田んぼなんで、その田んぼなんかどうなんかと思って。
事務局 議長	ちょっとお時間いただくようですけど、場所調べてきましょうか。 それでは事務局の方で手配してもらいましたので、ちょっとこれから休憩で。暫時休憩に入ります。
事務局 議長	オッケーです。確認出来ました。 事務局の方お世話になりました。それでは再開します。それでは事務局の方から。
事務局 議長	見てもらいました。 玄羽さんいいですか？他にはございませんか。
事務局 議長	(意見、質問なし) ないようでしたら、議案として上程されておりましたので、皆さんご了解を得られるようでしたら挙手をお願いしたいと思います。
事務局 議長	(全員挙手) はい、ありがとうございます。この件については、全会一致で了承されたということでございます。
事務局 議長	続いて農地の中間管理事業について、19条の2ですが、農地利用集積計画の一括方式について、5号議案として上程されています。本総会では2件ほど上程されておりますが、この議案につきましても個別の説明等を行いませんので、皆さんの方で、本総会には2件提案されてますが、資料を精査していただきまして、ご意見ご質問がありましたら発言してください。若干時間を取ります。
事務局 議長	####さんの説明しましょうか。元々****で代表しとられた方が、++++さんという方がおられて、その方が元々建築をやられておって、株式会社にするということで、**から抜けてそこにも農業部門を作ったということでございます。
7 番	この分の一括方式ということで、面積がそれぞれ、この1、2、3につきましては原村、和田、それぞれ面積が記入してあるんですが、この渡し人の▽▽さんの面積との関係というのは、どのような記載の仕方になってるんですか。すいません、確認のため。それと併せて4についても◇◇さん、これはその1番上の面積だろうとは想像つくんですが、あと▼▼さんにしても◆◆さんにしても、空白で自作も経営も貸付も未記入になっておるんですが、そういうことが一括方式ってことなのかどうか、ちょっと、すいません、私が知識がないものでちょっと確認をさせていただきたく思いました。
事務局 議長	そうですね、答えから言いますと何でこうなつとるのか分からんのですが。システムに入力して、こういった形が出るようになってるんですよ。で、出す時に、これ今見ると1名分の経営面積等しか出ていないっていうような記載になつとるような気がします。一番上の方しか出ていない。というところで、ちょっとこれはシステムのところで、農業会議等に問い合わせしてみようかなと思っております。記載がないですね、いうところで。

2番 事務局 議長	<p>先月は地図が付いたんですが。今月ないんですが。 地図、ないですね。ちょっといろいろと確認をしてみます。 その他になにかございますでしょうか。 (意見、質問なし) ないようでしたら5号議案について了解していただける委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で了解ということに決定致します。 続いての法3条の3による相続等による権利移動について。これについては報告ですので、皆さんの方で資料に目を通していただいて、疑問点等がございましたら発言していただくのは結構ですので。しばし時間を取りますので目を通していただければと思います。 最近相続登記が、ぼちぼち、相続による権利移動が報告で出るんですけど。これ司法書士会が、島根県司法書士会が配つとるチラシがあるんだけど、令和6年から相続登記が義務化される。それでこれの義務を果たさんかった場合には、罰則は、正当な理由がないのに相続の申請を怠った時は10万円以下の過料の適用対象となる、ということがあるんだけど、これなんかは邑南町の農業委員会として町民向けのアナウンスはせんでいいんかいな。 そうですね、法令が出来る出来ん関係なく相続登記をしてもらわなければ最終的に誰が農地の所有者か分からんようになるということもあるんで、農業委員会としてはやっぱり相続登記してもらおうように、せっかくの機会ですしやった方がいいかなとは思っています。</p>
議長	<p>でもこの相続登記が義務化、今は義務じゃないけえ、義務化されるということと、それを正当な理由なくしてせんかった場合には過料が課せられるようになりますので、今のうちに相続登記されてない方は相続登記してくださいという風なアナウンスを、農業委員会としてした方がいいかなと。役場としてしてもいいんですけど。????なんてお父さんとお母さんが亡くなって30年近くになるのにいまだに登記してないんですよね。あれとか結構あるだろう。まあ相続人が生きとる間ならいいですけど、相続人が亡くなったりすると困ったことになる。</p>
3番	<p>いきなり言うてもあれだけえ、一遍ね、アナウンスしてからにせんと、なんも役場も言わんかったし、農業委員会もほったらかしで、総務の方も、地籍はあんな感じでそれで銭くれ言われたんじゃ可哀想だし。広報でもいいし、一遍ね、流しとりゃあんたも楽な。攻撃されりゃあしごするでってなるけえ。何月何日の広報に出しておったでしょう言やああんたも面倒がない。</p>
事務局	<p>今年度中に1回、まず1回どっかで出しましょう。皆さんも気付かれたところがあれば、お声がけをお願い致します。</p>
3番	<p>そうせんとね、今農地籍調査で入っとるんだけど、全然もう、あがあな人知らんぞ、どこの人やら、まだ都会に出てからね、名前が分かりやあいいんだがどこへどがあていくんやらなるけえ。まあ山までは今は言わんけど、せめて田畑くらいはね、道路から見えるようなところはそういう風な方法で、今意見してもろう</p>

て義務化するようなところでやっとかんと、もう農らの代が終わったらもうどうしようも出来んようになるよね。これ重大なことだけえ早急にやってくださいよ。

議長

これね、司法書士さんと付き合いのある町民いうのはね、そがぁに誰も彼もじゃないけえね。で、司法書士さんの方に例えば登記だとか相談に行ったりした時には、????、司法書士さんの方が PR すると思うんですよ。だけえ司法書士さんと繋がりがあんまりない人の方が、町民なんか圧倒的に多いと思うんだよね。そうするとどこかでこういう情報提供してあげんと、チラシなんかなかなかもらわんけえね。これ直前になれば、その時になってバタバタいうことになってもいけんけえ、1回駄目元でアナウンスしといた方がいいかもしれんね。

事務局  
議長

分かりました。

今の法3条の3の関連について、皆さんの方からなにかご意見ございましたら伺いますが。よろしいですか。

(意見、質問なし)

それでは皆さんのご了承で、法3条の3については報告を了承したということにしたいと思います。

続いてその他。

(その他)

- (1) 事務連絡
- (2) その他

次回の総会は11月21日(月)13:30からお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印